◇ 特別寄稿 ◇

【国際家族法研究会シリーズ18】

はじめに

2012年9月16日、17日、立命館大学にて、シンポジウム「オーストリア家族法の動向」(科研費基盤A「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」(代表・二宮周平)を開催した。ウィーン大学法学部からフィッシャー=ツェルマーク教授(家族法)、ベア・フェアシュレーゲン教授(家族法・国際私法)、をお招きし、ご報告いただいた。本シンポジウムは3つのテーマがあった。①離婚後の監護・親子の交流、②離婚に伴う夫婦間の財産処理、③子の国際的な奪取に関するハーグ条約である。①については、オーストリア民法の概観をフィッシャー=ツェルマーク教授に、非訟事件手続法の仕組みと実情をベーム教授に、②については、オーストリア民法の仕組みと実情をフィッシャー=ツェルマーク教授に、③オーストリアにおける実施状況と課題をフェアシュラーゲン教授にお願いした。③については、立命館法学第350号に掲載済みである。今回、①と②の報告原稿を訳出した。ベーム教授は、2012年12月29日、事故により急逝されたため、本原稿が遺稿となった。ここに謹んで哀悼の意を表したい。

なおオーストリア親子法改正法が2013年 2月1日に施行された。①でフィッシャー=ツェルマーク教授が指摘されていることが現実に立法化され、施行された。改正法については、松倉耕作「2013年1月31日付けオーストリア親子改正法について〔条文訳・抄〕(1)~(4)」戸籍時報697号(2013) 21~28頁、698号55~61頁、700号57~62頁、702号16~23頁がある。本稿と関連するのは、父母の配慮権(177、179条・連載(2))、面会交流(186~190条・連載(3)) である。

(二宮 周平)